

日本ロシア文学会若手ワークショップ企画支援プロジェクトに関する規程

(目的)

1. 本プロジェクトは、日本ロシア文学会（以下「学会」）の一層の活動促進と若手会員の業績形成支援のため、若手会員を中心とするワークショップ開催に経費を助成することを目的とする。

(ワークショップ)

2. ワークショップは学会の活動の趣旨にあった内容のものとし（学会規則第 2 条参照）、下記に定める期間内に実施するものとする。

(助成金)

3. 採択件数は毎年度 1 件とし、助成金は毎年度 10 万円を上限とする。
4. 助成金の使途は以下のものとし、他の助成金等と使途が重複してはならない。
 - a. ワークショップ開催のための費用（旅費、謝金、会場費、資料印刷費等）。
 - b. その他、学会執行部が適当と認めたもの。
5. 助成金によりワークショップを開催するさいには、「日本ロシア文学会主催」とし、学会の若手ワークショップ支援プロジェクトによるものである旨を明示しなくてはならない。またワークショップ開催にあたっては学会ホームページでその旨周知し、終了後には成果を学会ホームページに速やかに掲載する。
6. 本支援プロジェクトの趣旨に反する行為、研究者としての倫理に反する行為があった場合は、ワークショップの開催前か開催後かを問わず助成を取り消す。その場合プロジェクトの代表者は助成金を全額学会に返納しなければならない。

(実施期間)

7. ワークショップの開催期間は、5 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(申請条件)

8. ワークショップは、2 つ以上の異なる研究機関に所属する複数の若手会員が中心となって企画・実施する。
9. ワークショップの企画代表者は、原則として、博士後期課程在籍ないし同課程修了後 5 年以内の会員とする。

10. ワークショップの企画代表者は、応募時点においてその年度の会費を納入していなければならない。

11. ワークショップの参加者に修士課程在籍以上の非会員を含めることは認められる。

(申請から採択まで)

12. 申請は、3月31日までに所定の書式による申請書を学会事務局に電子メールで提出する。

13. ワークショップの採否および助成金額は、学会執行部が決定し、会長がその結果を理事会で報告する。

14. ワークショップの採否および助成金額の決定後は、すみやかに書面で会長が代表者に通知する。

(実施報告と評価)

15. ワークショップの企画代表者はワークショップ終了後すみやかに、会長に対し実施報告書と会計報告書を提出する。

16. ワークショップの実施内容および支出の適切性に関する評価を執行部が行い、会長がその結果を理事会に報告する。

(募集要項)

17. 本規程の実施に関わる募集要項および様式は、理事会の承認を経て会長が定める。

(附則)

1. 本規程は2017年12月17日より施行する。

(2017年12月17日 理事会)